

意を知る、依て西郷等を追ひ、自然周旋の事あらば誓て止むることを諾して去、戸倉も亦隨行す、今日に當り萬一周旋により正邪を不_レ判は、終に國家維持の目的毫無_レ之、餘の苦心尤甚し、とあつて、公は若し隆盛等の旋斡に依つて、叛徒の處分を寛大にせば、正邪の別判然しなくて、國家維持の障害たらんことを深憂したのである、ついで隆盛等が、中關の津の國屋に投宿したる報に接した、翌十一日公は權大參事杉孫七郎・野村素介と共に隆盛等の旅宿を訪ひ、更に賊徒を撃退した、かくて十二日隆盛等山口に入り、片山喜八の宅に宿した、公はまた倉敷縣知事伊勢華(歸國中)等と隆盛等の旅宿に赴き、之に面晤して藩情を陳述した、翌十三日山口知藩事毛利元徳父子は、隆盛等を引見して遠來の勞を慰し、公もまた其の旅宿を訪ふた、時に遁竄の殘徒もみな降伏したので、十四日隆盛等遂に歸國した、即ち公の日記二月十二日の條に與_二伊勢翁等_一小酌、西郷の旅宿を訪ふ、村田新八中村半二郎大山彌介同行なり」とあり、同十三日の條に「登館多事なり、今日西郷等に拜謁あり、夜又西郷を訪ふ」とあつて、同十四日の條に「今朝西郷等出立す」とあるのである。

かくて毛利元徳は公及び孫七郎等を隨へて鹿兒島に赴いた、是は脱隊の騷擾に方り、隆盛等が鹿兒島藩を代表して慰問に來たつた答禮である、公は五月三日隆盛の宅を訪ふた、會々隆盛が不在

公鹿兒島に
赴き隆盛に
面晤す

であつたので、其の妻に面晤して去つた、翌日隆盛及び大山綱良が公の旅宿に來たつて共に往昔を談んじ、時事を論じた、即ち公の日記五月三日の條に「西郷を訪ふ不_レ在、夫人に逢ふて去」とあり、同四日の條に「西郷吉之助來話、大山格之助も亦來る、共に舊年來の事を談じ、又時事を相論す」とある、翌五日公また隆盛を訪ふて別を告げ、六日鹿兒島を發して歸藩したのである。

是年十二月に再び公が歸藩したのは、勅使岩倉具視が鹿兒島に赴き、更に山口に來たらんとするからである、具視の出張は、毛利敬親・島津久光の二人に、各々出京して皇謨を翼賛し奉るべき勅旨を傳達せんが爲めである、是は公と大久保利通とが海内の形情を憂慮し、益々朝廷の根軸を鞏固にせんことを計謀したる畫策に基因するのである、具視は先づ鹿兒島に赴いて勅旨を久光父子に傳へ、且つ隆盛を起たしめて利通等と共に之を從へ、翌四年正月六日三田尻に着した、是日公は三田尻に出でて具視に見え、更に隆盛等を其の旅寓を訪ふた、翌七日公は勅使に先だちて山口に歸へつた、ついで勅使は利通・隆盛等を從へて三田尻を發し、元徳は途中に出で迎へ、公は客館の門前に之を迎へた、其の後ち敬親父子は、更に勅使を客館に迎へた、是日公は利通を其の旅寓を訪ひ、勅旨に對する二藩の意向を定めんとし、互に之を論じた、翌八日公は再び利通を訪ふたが、隆盛もまた其の座にあつたので、公は二人の趣意を聞いた、利通乃ち所懐を陳述し、公も隆

山口にて隆
盛等の商議

盛と共に同意であつて安心せしことが、其の日記に見えてゐる、即ち大久保利通日記に「晝後木戸子入來、西郷子兩人に而、旨趣及談話候處、何も異論無し、よほど解釋之趣に相見得、大に安心いたし候」とあるが、其の開陳の要旨を知る舊記がない、十日隆盛は利通と共に敬親父子に見え、長薩兩藩提携して國事に竭さんことを説いた、之に依つて利通の陳述した要旨もまた推知せらるるのである、公は明治元年率先して諸侯の版籍奉還を建言し、爾來熱心に其の貫徹に盡瘁した、そして翌二年正月、薩・長・土・肥の四藩先づ版籍の奉還を請願し、六月朝廷遂に諸藩の請を許容して一般に知藩事を任命し給ふた、是から公は更に國民の方向を一定し、歐米の列強に對峙する根本を確立せんとした、蓋し公の本旨は、進んで廢藩置縣を斷行して根軸を鞏固にせんとした、かくて凡そ二年餘、其の爲に公は苦楚辛慘を備さにしたが、今や時機漸く到つて端緒が開けんとしたので之を施設せんとし、其の大要を二人と論議し、更に所懐の意見を具視にも陳述した、公の日記正月八日の條に「二字過大久保を訪ふ、西郷も同座なり、二氏の旨趣を聞得せり、余曾而版籍返上之事を謀り、終に天下歸于此、故に基于此速に天下の方向を定め、宇内強國に併立するの基本を立んと欲し、余從來寸地を有せず、苦慮盡力已に二年餘、今日稍時到、此端開けんとす、仍て其大意を論じ要領を決す、五字過辭去、岩卿に至り、亦余之主意を論ず」とある。

按に是時隆盛等の論旨は、薩長兩藩一致提携して廟堂の根軸を鞏固にすべく盡竭せんとするものである、公の趣意もまた之と同一なるも、之を實現せんが爲には、先づ親兵を蓄へ、以て宿望せる廢藩置縣の斷行を急要としたのである、然るに當時隆盛等は、薩藩其の他の形情に鑑み、直に廢藩置縣を行ふべき意見ではなくて、即ち郡縣制度は尙早の考へであつた、事は隆盛が山口稽留中に勅使に建言したる文中に「郡縣封建の制、猶又評議すべし、方今現事の形勢を看るに、郡縣の制は永く行はれ難からん、其弊害も枚擧すべからざるに至らん、衆賢熟議の上、徐かに其制を改むべし」とあるにて知らる、そこで公は二人の趣意を聞き、明治初年以來の所懐を説き、更に具視にも之を陳述したのである。

ついで九日勅使は藩廳に臨みて敬親に宸翰を賜ひ、翌十日更に勅諭を授けた、是日隆盛は利通を伴ふて敬親父子に見え、薩長兩藩協力して皇基の堅固確立に盡さんことを説いた、敬親父子固より同意であつて毫も異見はなかつた、蓋し是は公が前日敬親父子に謁し、薩藩の旨趣を陳述し置いたからである、公の日記正月九日の條に「今夕政廳へ出兩公に謁し、天下の大勢を論じ、且此度薩藩示趣を陳述し入夜退出、今日兩公公正に御聽取なり、實に不堪感泣也」とある、十日隆盛は利通と共に公の寓居に來り、高知藩に同行を請ふたので之に賛同した、そこで十四日具視は

先づ山口を發し、三田尻から直に東上の途につき、利通・隆盛等もまた高知に向つた、公は十五日山口を出でて隆盛・利通等に會し、十七日高知港に着した、翌十八日大參事板垣退助公の旅寓を訪ひ、隆盛・利通もまた來つて高知藩へ交渉の次序を議した、十九日退助及び大參事福岡孝弟等の招きに應じ、公は隆盛・利通と共に之に赴いた、隆盛來高の事由を陳べたので、退助藩情を説いて薩長二藩の趣旨を賛し、朝廷の爲に盡力すべき決意を示したのである。

公は隆盛等と共に高知を發して二十二日神戸に着し、廣澤眞臣の遭難を聞いて甚だしく驚歎した、(別項、廣澤眞臣の遭難の遺憾憤慨参照)越えて二十四日公は大阪に至り、翌二十五日隆盛・利通來訪して時事を談じた、公は眞臣等と共に明治初年このかた、千辛萬苦して皇基の益々鞏固になりて國威の彌々發輝せんことに盡瘁したるも、未だ世人が奮はないで百事が興らない、往々官吏中には、二十年來の國歩艱難の秋に方つて之を無事平安に過ぎ、現に恬然と廟堂に列するの僥倖のものも多々ある、公は是等の人々が、辛酸の境遇を辨知しないで施政の緊要を失隕することの多きを痛歎せるものである、依つて此の所懐を二人に縷述せんとしたが、覺えず暗涕胸裡を壅塞して終に發言するをえなかつた、即ち公の日載正月二十五日の條に「大久保西郷來話、余亦心事を縷述、不覺流涕塞胸、言口より不_レ得_レ出、先年來の時勢千辛萬苦、而して世人不_レ振百事

廣澤眞臣の
遭難に驚歎す

之不_レ興、官員中二十年間の時勢を無事平安に消過し、今日僥倖を以、朝廷上に奔走するもの不_レ少、實に酸辛之地を不_レ知、依要を失する事多々長歎に堪へざる也」とあつて、將來の施政に關して、其の深憂せることが知らる、ついで二十九日に隆盛來つて國事を談じた、是日公等大阪を發して二月朔日横濱に着し、やがて各々東京に歸へつたのである。

公等の歸京と共に薩・長・土三藩に徴して親兵を編成し、之に依つて朝廷の基礎を益々鞏固にし、以て制度の改革を斷行せんとする廟議が決した、是時公は海内の形情に鑑み、版籍奉還を第一段となし、其の實效を以て國民の方嚮を定むべき廢藩置縣の決行を第二段となして、之に盡力するを急要となし、六月十一日岩倉邸に赴き、其の主旨を再三具視に論議した、公の日載六月十一日の條に「六字前退出、直に岩卿に出、余過日來、此度薩長土三藩の兵殆一萬を親兵に召せられ、朝廷を保護し御基礎の確立を助けられんとす、故に三藩も亦屹度此主意を奉戴し、天下速に一途に歸し、諸藩の方向彌一定するの盡力あらんことを望む、則版籍返上を以第一段とし、此度聊其實を擧げ方向をして一定せしむるを第二段とするの盡力なくんばあるべからず、依て余愚按の件々を陳述し、制度一定後已に三年、未天下一般之朝命を不_レ聞、此機を以、諸藩へ同一の命を下し、歸一の實を擧んとす、故に再三其大旨を論議せり」とある、ところが、隆盛は制度の改

公と隆盛と
參議任官

革を行ふには、公を參議の上に居らしめて、國家の重任を負はしめんとし、十三日兵部少輔山縣有朋を訪ふて其意を陳べ、井上馨にも之を告げた、有朋之を賛し、是夕公を訪ふて其の旨を傳へた、公は常に國難に當つて之を避けざるべく心誓せるも、制度の改革を行ふに、獨り參議の上に立つべき條理なきを察し、容易に之に應答しなかつた、即ち公の日載六月十三日の條に「今夕山縣素狂來話、其主意は今日西郷吉之助山縣を訪ふ、此際朝廷上議論紛紜を憂ふ、依て余をして獨諸參議の上に立しめ、以て天下の重きを荷しめんと欲、余平生所誓、元より當難不_レ知_レ避、雖_レ然今日の事、余諸參議の上に不_レ可_レ立之自ら條理あり、故に心中元より決着、然して容易不_レ相答也」とある、翌十四日公は太政官で馨に會し、再び隆盛の所論を聞いた、公は之に同じく所懐を述べ、年長の隆盛が自ら任んぜんことを欲し、更に馨に書を送つて有朋の傳言に答へしめ、且つ其の主旨の徹底すべく盡力を請ふた、十五日有朋・馨來訪したので、公はまた反復して其の意を陳べた、公の日載六月十四日の條に「七字參朝、官中にて井上世外に逢ふ、昨日西郷井上にも至り、所_レ論與_レ山縣一徹、依て余の主意を陳述し、今日速に朝廷上一決に歸し、西郷等の自任することを欲す」とあり、同十五日の條に「井上世外山縣素狂來訪、井上へ昨日數度書翰を投じ、西郷へ及_レ返答、余の主意の徹底することを欲す、今朝來訪するも其主意也、余昨日岩卿と話し、益前途の事今

日遠圖する所以を察す」とある、越えて十七日隆盛は板垣退助に謀り、公を參議の首に立てて、上下を勸奨誘導せしめんことを右大臣三條實美・大納言岩倉具視に建言した、そこで實美・具視は公を別室に招き、其の趣意を説諭して大に慫慂した、公は既に決意する所あつて、其の固辭せる事由を陳述した、公の日載六月十七日の條に「一字過退出、官中におゐて黒田了助に面會す、條岩二卿余を別席に被_レ呼、余一人參議之上に立、以て上下を勸導する云々を御教諭あり、其元因は、今日西郷吉之助板垣退助相共に二卿に謁し、懇迫此事を言上せり、余已に過日山縣井上を以、答_レ西郷_レ之外無_レ他意、故に又余の心事を逐一陳述せり、退出懸け後藤雲濤(○象二郎)を訪ひ、制度之一條等を論じ、又今日二卿へ陳述し、且西郷へ答へし處の主意を語り、板垣にも了解あらんことを欲す」とあつて、公は制度御用掛後藤象二郎を訪ふて實美・具視に陳述したる狀を語り、且つ馨・有朋から隆盛に答へしめた趣をも告げ、退助の諒解すべく周旋を請ふたのである、ついで公は實美・具視の召に應じて、二十二日三條邸に赴き、二人に見えて制度の改革並に時務に關する諮問に答へ、且つ平生主張せる廢藩置縣の議論をなしたが、利通等の意見とは少しく齟齬してゐた、公の日載六月二十二日の條に「條公より來翰、岩卿より亦來翰、五字過三條亭に至り二卿へ拜謁、制度其外時務に當り御尋あり、依て平生の議論を陳述す、大久保等の議論と稍齟齬するものあり、

欲レ有レ爲時は其苦情不可レ言」とあつて、廢藩置縣の斷行につき、利通は公と少々意見を異にしてゐたのである、従つて公が之を執行せんとし、其の苦情の甚だしきを痛心せることが知らる、越えて二十四日、利通來たつて公を訪ひ、制度の改革を細論し、隆盛の登庸を談議し公と共に參議に任じて盡力せんことを切迫に促がした、具視もまた隆盛が公と並び立ちて、廟堂の根軸を鞏固にせんとするの決心を聞いた、そこで是日書を公に送つて之を報じ、二人相共に參議に任じて協力盡瘁せんことを説いた、其の書中に「西郷斷然足下と共に、政府根軸に奉命の旨申出候而、實に感銘之次第、爲三天下一眞に賀し奉り候、今朝大久保足下え談じ之旨、於此儀は一點異儀なく御承引無レ之而は、萬々不三相濟」と存候」とある、公は此の報で甚だ苦心し、書を具視に致して廢藩置縣の議を採用あらんことを請ふた、翌二十五日具視來たつて公を訪ひ、利通の説の如く隆盛と同じく參議に任ぜんことを談じ、制度の改革等をも論じた、公は利通に答へたと同意見を陳べ、三年前からの宿志即ち廢藩置縣の目的を達して勇退せんことを欲したが、是日公の參朝するに及び、利通等は制度の改革と參議の任官とを論議し、而も甚だ切迫であつた、公は依然其の任官を固辭して容易に決定しなかつた、參議大隈重信等は公が任官せざれば施設の道絶え、百事壅塞すべきを深憂し、制度の改革は他日卿輔公議を盡して、公が主張せる廢藩置縣の趣意も、必ず

貫徹の期あるべきを具視に論じた、具視・利通等みな重信の議に賛同した、そこで公は自己の主張せる廢藩置縣の行はるべき期あるを察し、已むなく參議を奉命して暫く内閣の安定を維持せんことを決し、之を實美・具視及び重信等に約し、且つ右大臣・大納言・參議の列せる席上で、其の趣旨を陳述し置いた、公の日記二十四日の條に「大久保來訪、制度等之儀に付巨細談論、且西郷進任の一條に付、余亦同職盡力の邊も云々預議論、其情實於余尤苦心の境なり、故に又我意も陳述せり、然して促レ余甚切迫、依て余平生の心、議論已に三年前より條岩二卿に陳説し、今日其採用あらんことを懇願せり、其書面は岩卿へ當て呈す」とあり、同二十五日の條に「岩卿來臨、昨日大久保來て如三相談、是非余與西郷一同勤參議、且此度制度御改正等の事に付、云々御議論あり、余答三久保と無レ異、只管余三年前の宿志を達し、勇退せんことを欲す、九字參朝、于レ時大久保等、制度改正、且余身上の議論甚切迫、百方固辭至三字不レ決、遂に大隈等種々議論あり、一旦余に奉命をせざる時は、運轉の道なく、却て百事蔽塞すと、故に制度の事は、他日卿輔大に公議を盡し、余の主意も亦達するの期ありと、委曲岩卿へ論じ、岩卿大久保等皆同意也、依て不レ得レ止、更に又參議を奉職せり、尤暫時此際を維持する而已と、條岩二卿且大隈等と約せり、尙三職列座の上にても陳述し置けり」とあつて、當時の事情を詳にするのみでなく、公が廢藩置縣の主張

を貫徹斷行せば、長く留任せざるの決心が知らるのである、そこで是日公及び利通・重信・佐々木高行・齋藤利行各々參議を罷め、隆盛は參議に任んじ、公もまた參議に復任した、實美大に之を喜び、直に書を公に送つて、國民の爲め重任に奉職せんことを冀望し、其の苦衷を諒察して保護に勉勵すべきを開陳し、明日は隆盛と共に諸省卿輔の人選を議し、腹藏なく意見を論述せんことを告げた、其の書中に「今日は御變革に付、更に拜任、實に大任千萬御苦勞存候得共、爲天下蒼生一擔當奉職萬祈候、從來段々之情實も有之、獨於足下ニ容易、苦心而已深諒察候、今般之處も、不_レ得_レ已之事情逐々御談申候次第、是非今一層勉勵有_レ之度、猶於小生も、精々保護仕候深意に有_レ之候間、吳々盡力祈申候、尙又明朝は、西郷一同諸省卿輔人選、遂_ニ示談_ニ候筈に付、何卒足下見込之處は、無_ニ斟酌_ニ建論有_レ之度候」とあつて、公を激勵し且つ援助を約したのである。

かくて是月二十六日公は實美・具視を始め、刑部卿正親町三條實愛・大納言徳大寺實則及び隆盛等と共に卿輔の人選を議した、ところが十に八九は公の意の如くならで、舊公卿の時勢人情に迂遠なるに驚き、將來の施設を想像して浩歎した、即ち公の日載六月二十六日の條に「八字出門西郷を訪ふ不_レ在、直に參朝、條岩嵯徳諸卿西郷等と卿輔人撰の議事あり、不_レ如意十に八九、諸卿實に時勢人情に迂濶也、想_ニ像前途_ニ浩歎不_レ止、十二字退出」とある、是夜公は制度改革の次第を考

制度の改革
と廢藩置縣
の商議

慮し、奉職の日に閣員の面前で論定したる趣旨に齟齬せるを思惟し、翌二十七日參朝して之を諸卿に論んじ、且つ隆盛に議して卿輔任官の發表を暫く延べんことに盡力した、然るに已に利通は大藏卿を、重信は同大輔を萬里小路博房は宮内大輔を、福羽美靜は神祇少副兼宣教次官を各々奉職し、隆盛は從來の事情を知らないで、中止しがたいのである、已むなく其の發表あつて、更に善後策を講ぜんとした、依つて公は大臣・納言・參議の列席を待ち、先づ今回改革の次序が奉職したる前々日の約信と大に齟齬ある所以を陳述し、また屢々重信にも之を難詰した、そして隆盛には、去冬歸藩せしこのかたの状況を説き、薩・長・土三藩の徴兵(即ち親兵)に依つて、朝廷の基礎を鞏固にせんとし、公が未だ國家將來の爲に安堵せざる事態を陳べて、數時間之を論じ、そこで隆盛も漸く公の主意を諒解したるが如く見えたるに感じ、更に至誠を以て國家の重大事を負荷したる所懐の論旨を陳述し、將に明日から制度を議定せんことを欲し、書を實美に送つて之を告げた、蓋し公の論述せる要旨は、廢藩置縣を斷行して政府の基礎を確立したる後に、諸省の制限章程を決定せんとしたのである、然るに隆盛等は、諸省の制限のみを説いて、公が改革の根軸とせる廢藩置縣を語らないので、其の議論が大に混雜した、が、隆盛が公の論旨を諒解したので公は大に之を喜び、退出後に重信を訪ふて其の公心を稱賛し、是から益々盡力して制度の確定

に關し、同志と共に其の約諾を終畢せんことを論じた、重信も大に同意であつた、公は去つて實美の邸に赴き、圖らずも隆盛に會した、隆盛は前日來、改革の主旨に公と齟齬があつて紛糾したる事由を始めて知り、將來を考慮して之を實美に論じた、公之を聞いて隆盛の旨意の甚だ篤實なるに感んじた、公の日載六月二十七日の條に「昨夜來此度改革の次第を想察し、余此度當職を奉命せし時、懇々相論ぜしことと、總て齟齬、依つて不_レ得_レ止、八字參朝、諸卿へ論じ、且西郷へ相議し、今日卿輔の發表を暫御見合あらんことを欲し盡力せし處、已に大隈福羽等奉命、且西郷も從來の所以を知らず、余の論更徹貫する不_レ覺、依つて此儘發表に至り、然る後一所致あらんことを思ふ、十二字休息所におゐて大臣納言參議列座の折、此度御改革の次第、余の最前論述奉命せし時の約と、大に齟齬なる所以を論述し、然る後西郷に及び、去冬已來の有様を語り、余の甚爲_二邦家_一安善せざる所以を陳ぶ、與_二西郷_一と相論する數時、終に我論の忽に彼の心腹に入るを覺ふ、西郷の公心余の心に徹し、不_レ覺感歎せり、今日之事余亦一至誠を以邦家の重事を負荷し、滿腹の議論を陳述せり、此時條卿始已に退朝、依て一書を以、此次第を告げ、明日より迅速制度の一定ならんことを欲す、政府の基立確定、諸省の制限章程不_二相定_一ときは、以_レ何歟邦家を治せんと、余の思至_二今日_一尤切迫、然して始西郷始只諸省の制限而已を論じ、政府の基立を不_レ語、依て

議論大に混雜せり、至_二于爰_一漸相定、爲_二邦家_一獨欣躍せり、今朝來過日の行かゝり、余當職奉命に當り、諸前參議と旨趣を論じ、尤大隈于_二此間_一に周旋し、大に余の奉命を促せり、依て昨日來の事齟齬、最前大隈の余に告し處と甚齟齬せり、故大隈を責る數度、大隈亦爲_二邦家_一下_レ爲_レ余に甚盡力せり、三字過退朝直に大隈に至り、今日與_二西郷_一相語り、西郷の公心を賞譽し、爾後今一盡力、制度一定の事に涉り、諸同志と其約を終んことを論ず、大隅同意也、井上世外亦來る、余去て條公に至る、不_レ圖西郷に會し、又彼も過日來の齟齬混雜を今日初て承知、大に前途を案條公へ論し由、此人の主意甚篤實也」とあつて、隆盛は始めて公の制度改革に對する根本の主旨即ち廢藩置縣のことを了解したのである、なほ是日公は直に書を重信に送つて、誠心で所懐を隆盛に流涕して披瀝し、遂に明瞭にしたることを報じ、且つ利通・高行と三人を制度議定の委員に選びて、其の同意をえたので、之を實美に稟申して決せば、相共に盡力せんことを請ふた、其の書中に「實に先生之御蔭げに而、萬苦之境に沈埋いたし遺憾如_レ山、于_レ時西郷には何も別に相構へ候事は無_レ之候得共、同人も自然今日之天地は迂遠に御座候處、向_レ彼而口を開かず、只管其意を默察して、氣に入候様之事を相計らひ候工合も不_レ少歟と相察、尙更奮慨之至に御座候、已に今日之御發表と相成、其機を失し残念千萬に御座候得共、此儘差置候而も一向不_二面白_一、所詮又容易に如_レ思大破と申事に

も難し至、依而只々一誠意を以、滿腹之議論流涕吐露、西郷へも相談仕候處、終に同人も落着に入候様に相考候、其次第は只先生と大久保佐々木を主とし、三名に而人員等相撰らび、制度議定之都合に決論仕候處、尤と同意之事に付、此上間違は有之間敷敷と奉_レ存候、頓に大臣公始御退朝故、い曲大臣公に可_ニ申上_一と奉_レ存候間、此御運相立候上は、爲_ニ天下_一御盡力奉_レ仰候、とあつて、重信等の周旋で公は隆盛と共に大任を負ふて萬苦の境遇に沈埋した感をなしたのである、ところが具視は依然之を明解しえないで、なほ枝葉のみを論議せしかば、二十八日も決定しない、公は遷延の爲に、其の機を失せんことを深憂した、そこで翌二十九日公は參朝して大に之を具視に論じ、また實美に機を誤まらざらんことを責め、隆盛にも重ねて改革の主意を説いた、是日遂に決定して調査委員の命が利通・重信・高行・美靜及び工部大輔後藤象二郎・外務大輔寺島宗則・制度局御用掛江藤新平・民部少輔井上馨・兵部少輔山縣有朋に下り、公と隆盛とは議長であつた、かくて七月五日制度の調査を開始せしが、公は形情に鑑み率先して翌六日馨と共に遂に廢藩置縣の斷行を商議した、是が實に廢藩置縣斷行の議の始めである、依つて馨は是日隆盛を訪ひ、有朋もまた行いて同じく公の主意を説いて盡力した、隆盛其の意を賛同したので、翌日馨之を公に報じた、公は之を知つて國家の爲に大賀し、將來本邦の進歩もまた一層迅速ならんことを樂とした、抑も

公は明治元年二月天下の大勢を洞察して諸侯の版籍奉還の建白をなし、七百年來因習の久しき封建制度を破壊し、郡縣の制度に改革して中央集權をなし、以て人材を教養せんことを企圖し百方苦心したるも、當時同志中に之を賛襄せるものは、僅に一人に過ぎなかつた、已むなく術策を運籌して同志を説破し、先づ舊幕府が交付せる朱印制度（諸侯に將軍の朱印ある封土所有權を與へたるもの）を廢し、朝廷に封土を返上せしめて名分を正さんことを畫策し、利通のみが之を賛した、かくて公は其の趣旨の貫徹に盡瘁せしかば、翌二年正月薩・長・土・肥の四藩先づ版籍返上を奏請し、他の諸侯の之に倣ふもの多く、六月遂に其の朝許があつた、當時版籍返上が、公の建白に基づくを知る知つて議論紛糾し、暗殺の説さへ多く、同藩中のもも公を誹謗し、同志にも之を非難するものが少くなかつた、今日になつては、先年非難せしものも廢藩置縣を是認し、敵視せるものも之を援助するの時勢となつた、しかし此の間に公の苦心慘怛せる其の甚だしきは、實に筆紙に盡しがたい程であつたが、茲に始めて隆盛の賛同を得、斷行の確實を認めて快然の思をなしたのである、即ち公の日記七月六日の條に「今日井上世外と前途の事を議す、西郷の在所向、依て今日山縣狂西卿へ至る」とあつて、同七日の條に「二字頃神田邸に至り杉を訪ふ、于_レ時井上世外今日余を訪ふ、折柄江藤に赴く之留守也、不_レ圖余を尋ね會_ニ于此_一西郷斷然同意之返答を聽、大に爲_ニ國家_一

に賀し、且前途の進歩も、亦於于此一層するを樂めり、余三年前大勢を察し、七百年封縣之の躰を一破し、郡縣の名を與へ、往々天下の力を一にし、天下の人材を養育せんと欲し、百方苦心、同志中數名に談じ、快諾するもの不_レ過一人、不_レ得_レ止用_レ術施_レ策、種々説破、先舊幕の朱印の制を廢し、朝廷へ封土を返上し、許不_レ許は只朝命に隨ひ、大に名分を可_レ正と、依て漸薩大久保等應_レ之、終に版籍返上の舉に至る、然して世間粗余より出るを察し、議論紛紜可_レ殺之説不_レ少、同藩中も多くは又誹_レ余、同志中も亦議論不_レ少、不_レ圖至_レ今日、先年非するものも亦是となし、敵たるものも爲_レ援、時勢の進遷不_レ可_レ期ものあり、余此間の苦憂自ら筆頭に盡す能わ_レず、今日聊快然の思ひを爲_レす」とあつて、明治元年以來、公が國家の爲に大策の遂行に堅忍不拔の志を維持し、苦楚辛慘の狀觀察に餘りあるのである。(前項、版籍奉還建言後の苦心参照)

因に、廢藩置縣の斷行に關し、井上馨が公に説き、山縣有朋が隆盛を促がし、公と隆盛との同意に依つて決定したるが如く傳ふるものがある、然るに公の日記には前掲の如く、公が先づ斷行を馨に説いたので、馨之を有朋に謀つて隆盛に勧めしめたのである、そして隆盛が同意したので、公は數年の宿志の貫徹せるを喜んで之を日記に記してゐる、是が事實であつて、後年馨・有朋の談話として傳へらるるものには誤謬のあることを信するのである、なほ此の斷行に參與し

廢藩置縣の
斷行と詔勅
の喚發

た人の談として往々無稽のことを傳ふるが如きものあるを聞くは、其の際の實情を諒解しなく、當時の文獻にも明徴しないで訛謬のまゝに出でたるの思感があるのである。

ついで公は隆盛と共に制度の改革を協議せしが、九日の夜利通・馨・有朋及び兵部大丞西郷從道・同權大丞大山巖を會し、廢藩の次序を論じ、知藩事の罷免はすべて其の上京を待つて發令することとなつた、公は之を考慮し、速に日を期して三百餘藩の知藩事に上京を命ぜば、諸藩の形情を察知しうべく、若し服從せざるものあらば、斷然其の處分をなすべきを論じた、衆みな之に同意であつた、即ち公の日記七月九日の條に「今夕西郷兄弟大久保大山彌助井上世外山縣素狂等集會、此度廢藩の順序を論ず、知事免職の一條は、一般の知事東京着の上發令之都合也、余竊に愚考する、今日迅速相發、期限を立、三百藩の知事を東京登るの令を下すに如かずと、然るときは、不_レ伏のもの自ら斷然の所致あり、天下諸藩形情を見るに足ると、諸氏同意談論及三十二字「皆散」とあつて、廢藩處理の密議には、公及び隆盛兄弟利通・馨・有朋・巖の七人で決したことが知らる、是より公は日々隆盛・利通等と會議し、十二日斷行のことを決した、依つて公は隆盛等と之を大臣に言上し、奏聞あつて速に允許あらんことを請ひ、具視には公と利通とから其の諒解をうべく定めた、蓋し具視は廢藩に異議があるので、斷行を報告しない論があつた、が、維新このかた具視

は常に國家の大事に執掌したので、公は之に告げざるの不可を論じたので、利通と共に之を報ずることになつたのである、即ち公の日報七月十二日の條に「八字參朝西郷大久保と彌着手の都合を密談、互に雖有異論、如此大事件十分如人意なる事甚難し、先其大略を定め相決す、細目は尙後日を待て欲レ議、於此西郷と一同大臣公へ此事件を言上し、奏問の上速許可あらんことを願ふ、岩卿へは大久保と此度之の次第を相陳述す、元來岩卿には前に不レ告之論あり、然るに卿も亦御一新來關係大事二故に、今日不レ忍レ不レ告、依て余其情實を論し、終に與大久保、此因を告、二字退出三條公に至る、未歸館無レ之、依て岩卿に至る」とある、十三日公は參朝して廢藩發令の次序を調査し、翌十四日遂に其の勅語が渙發したのである、公が主張した廢藩が一朝に行はれて、制度改革の根本が定まつたので、是から諸省の職制章程等は、一瀉千里の勢で決し、公が舊大藩を二縣若くは三縣に分割せんとする意見も、八月八日隆盛の同意するところとなつて、全國の置縣も實行せられ、後ち三府四十三縣に定まつたのである。

廢藩置縣の大策既に斷行せられて政府は外交に傾注し、使節を歐米各國に派遣して彼の制度文物を視察せしむると共に、舊幕府が締結したる安政の通商條約改正の希望を通告せしめんとした、かくて使節の人選に關して廟議紛然であつたが、外務卿岩倉具視を特命全權大使となし、公及び

公の洋行と
隆盛と廟議
の最終

大藏卿大久保利通・工部大輔伊藤博文・外務少輔山口尙芳を副使となすべく内定した、ところが隆盛及び參議板垣退助等は、廟堂の首腦が一時に海外に赴くを憚らないので、大に異議を起した、實美も公の洋行を欲しないので、九月十日書を與へて其中止を反省せしめた、具視は洋行中に公及び利通を輔佐となさんとし、其の副使に極力斡旋した、兵部大輔山縣有朋・大藏大輔井上馨二人も公の洋行を賛成して隆盛を説破した、利通も公等の爲に隆盛・退助を説いたが廟議が容易に決しないので、隆盛大に苦心した、公の日報九月十九日の條に「四字退出、過日來洋行一條に付、紛紜の情あり、西郷も甚苦心せり、依て今夕西郷を訪ひ從來の成行を相語れり」とあつて、公も隆盛を訪ひ、去年洋行を志して中止の已むをえざりしことを語つた、かくて隆盛・退助等が實美を輔佐して内政を處理すべく契約したので、公の洋行一件は解決した、然るに馨は公の洋行には賛成したが、大藏省の事務多端なるに際し、利通の海外旅行を不可として建言をなし、而も強硬に反對した、そこで十月十三日に、公は三條邸に赴いて實美に謁し、更に具視・博文等に會して大藏省紛議の原因を明かにし、隆盛を訪ふて周旋を請ふた、翌十四日具視もまた公の主意に基づいて、隆盛に説かんとした、依つて公は、利通と共に外務省に會して之を議した、利通乃ち心事を馨に説かんことを決した、公の日報十月十三日の條に「今夕井上世外を訪ふ不レ在、五字條公より出岩卿大

隈伊藤來會、大藏省紛紜の議論一省不_レ穩、其病因云々に付、終に余西郷に至り相談決するに決す」とあり、同十四日の條に「十二字岩卿に至る、其より外務省に出、今日岩卿より西郷へ余談する所の一條に付、大久保の意見も有_レ之しよしに付、大久保へ可_レ談云々也、於_二外務省_一大久保と相談する數刻、終大久保井上世外へ直に心事吐露相談するに決せり」とある、ついで公は馨の眞意を詳にし、所懐を開陳して曉諭し、十八日また隆盛も馨を訪ふて斡旋し、遂に利通の洋行を承諾せしめた、かくて公の出發切迫するに及び、二十九日隆盛を訪ふて士族の常職を解き、之に祿券交付の方法を論じた、更に公は十一月七日外務省に出で、朝鮮の交渉は公議に依つて處せんことを有朋に説き、九日岩倉邸に赴き、實美・具視を始め隆盛・重信・退助の諸參議と其の順序をも論じた、公の日報十月二十九日の條に「八字西郷を訪ひ士の常職を解き祿券等の法々を論じ、又教法自由等の事に至る」とあり、同十一月九日の條に「朝來々客不_レ絶、四字西郷を訪ふ不_レ在、直に岩卿に至り、條公西郷大隈板垣等の會す、且朝鮮へ着手の順序を論ず」とあつて、之れ實に公が廟堂にて親しく隆盛と國事を論議したる最終である。

かくて公は十一月十二日横濱を解纜し、十二月六日米國桑港に着した、かくて翌五年七月渡歐の途につき、英國の倫敦に到つた、公は去年東京を發せんとし、隆盛に面晤して士族に祿券交付

征韓論の破
裂と文武明
分論

のことを論じた、會々大藏少輔吉田清成(後ち子爵)が國債募集の爲め英國にあつて公の來たるを訪ひ、士祿支銷の廟議あつたことを告げた、公は之を聞き、八月其の意見書を草して隆盛等閣員に送つて参考になさしめた、公の日報八月二十一日の條に「四字歸宿、西郷始參議諸子、井上世外留守勝三郎(○小野)青甫(○西島青浦)へ書状を出す」とある、公の内閣員に送つた書(孝允文書に收めてある)の要は、漸を以て士祿を支銷せる意見である、ついで九月に隆盛は參議から元帥を兼ね、兵部大輔山縣有朋陸軍中將を兼ねたる報に接した(七月十九日各兼任)、去年有朋は隆盛の元帥兼任のことを公に謀つた、公は直に其の非なるを痛論した、蓋し公は歐米文明の各國みな判然文武の任を區別し、帝國は皇帝其の元帥となり、共和國もまた多く大統領之に任んじてゐる、是は偶然ではなく、各々所以がある、殊に我が國の維新復古の大業もまた是等名分を明白にするにあつて、天下に若し事あらば、天皇元帥にならせ給ひ、然らざれば皇子親王之に代はらせらる、是れ實に維新の規模にして、世人毫も之を疑ふものはないのである、今や元帥の兼任ある其の事由を知るをえない、假令今日元帥の兼任を廢止するも、維新以後の施設に此の一例を残し、眞に千歳の遺憾として浩歎したのである、即ち公の日報九月十八日の條に「今日達せし御用狀中に、西郷參議元帥に兼命、山縣兵部大輔中將兼命の事あり、余竊に不堪_二浩歎_一、昨年粗此議論を山縣より承知

す、依て余直に其否なるを論ず、文明の各國政體の善と賞するも、其一端を云ば文武の任判然と相立ち、亞細亞諸洲の不及とて、又帝王國は帝王、共和の國は其統領多く元帥たり、皆偶然にあらざる也、況我皇國復古の所以も是等の復古する肝要事件にして、天下事あるときは將來天子如_レ古其元帥たり、然らざれば太子親王これにかわる、是則一新の規模にして、人以て不_レ疑、然るに今日此事ある不_レ知_二其所以_一、譬今日又廢止するとも一新已來此一例を残す、實に千歳の遺憾也」とある、翌六年七月公は歸朝するに及び、直に參内して天顏を拜し、御下問に奉答したが、其の後甚だ多忙で、八月二十一日に隆盛を訪ふたが、歸朝の挨拶其の他の談話で、毫も國事に及ばなかつた、公の日載八月二十一日の條に「十一字訪西郷老人、談話數字」とあるので、是れまた公の隆盛に會晤せる最終となつた、ついで九月三日に公は三條邸に赴き、實美の談論中に隆盛から臺灣出張と朝鮮征伐との建言があつて、廟議將に之を決せんとするの情勢であつた、公は之を深憂し、我が國の現状は内治を急要となして隆盛の意見に反對であつた、かくて征韓論は破裂し、十月二十五日隆盛等連袂辭官し、薩州出身の將校士卒の辭表を出だして歸國するもの相踵ぎ、其の影響は鎮臺に波及せんとする情勢であつた、そこで公は去年隆盛が元帥を兼任したる聞き、一時の政策といへども、將來の禍患を招徠せんことを憂慮し、黙止しがたくて、有朋及び馨に書を

送つて遙に其の非を説いた、今や兵士が廟議を知つて隨意に辭表を提出し、爲に鎮臺の動搖せるは、維新以後の一變動である、廟堂にあるものが、其の議を密に兵士に漏洩せるの責任は固より重大である、また兵士各々が其の法を重んずるを知らず、文官が文武の職責を辨別しないで文明の進歩を冀ふ如きは恰も木に椽つて魚を求むるものとして慨歎したのである、即ち公の日載十月三十日の條に「余去年西郷參議の元帥を兼るを聞、一時の謀計と雖も、必後來の患害あらんことを憂ひ不_レ忍_二黙止_一、忠告の書を(井上山縣)へ送れり、然るに果して今日此難事あり、實に一新已後の一變動なり、兵隊廟議を論じ氣隨に辭表を出し、廟議を兵隊に漏洩せしむ、其責も亦雖_レ不_レ輕、終に如_レ此形勢に至り、兵士不_レ知_レ重_レ法、文官不_レ知_レ判_二文武_一、然して欲_レ求_二文明_一、實に木によつて魚を求むるもの、如し、豈可_レ不_レ歎哉」とあつて、文明を望まば上下法を重んじ文武を分たざるべからざるを論じたのである、公は四年正月に、隆盛が山口に來たつて互に提携して國事に盡竭せんことを約諾したるを追懷し、一朝意見の廟議に合致せざる爲め、容易に同志と相結びて去りたる其の舉動は實に憤慨に堪へない、が、朝野の形情に鑑み已むなく涕淚を呑咽し、胸臆を撫按して陰忍したのである、事は十一月十三日公が博文に送つた書中に「僕も老西郷とは一昨年山口へ來訪之ときも、其後も屹度合力同心可_二相盡_一と申事も、慥に承知いたし居候、議論齟齬するときは、如_二今

日一舉動有レ之候と申ときは、始より約束もいたし不レ申、心中には實に心外至極に相考、あをち之補ひのみ、いつもいたし可レ申約束はいたし不レ申、乍レ去今日之有様に而は、不レ得レ止、吞レ涙胸をなで相こらへ申候」とあるにて知らるのである。

隆盛の暴舉
痛惜

かくて明治十年二月に隆盛が桐野利秋・篠原國幹等と共に兵を鹿兒島に擧げて反するに及び、二十五日勅して各々其の官位を褫奪せしめ給ふた、公は隆盛と慶應二年京都の薩藩邸に會晤し、(前に見ゆ)薩長兩藩の提携を同盟せしこのかた互に知友となつた、其の薩長兩藩の合力に依つて遂に維新の實業をなし、隆盛の國家に竭せる功勳は多大である、殊に其の性質の忠實寡欲にして、事に臨み果斷ありしことはまた公の認識する所である、しかし公の甚だ遺憾とする所は、隆盛が時態に暗くして大勢を洞察することができがたく、従ひて其の間に疑惑心を生じ一朝の忿怒を陰忍しえないのである、慶應丙寅前の隆盛の行動に關し、公は或は感んじ或は疑ふ所あつた、元治甲子の變には幕軍を助けて長兵を襲撃し、また長州征伐に其の參謀となつた態度につきて甚だ疑念があつたが、薩長二藩の盟約後の交際に於て、隆盛の悪意なくて時勢を解悟しえなかつたことが想像せられ、自ら疑念も氷釋して互に親交したが、今や一身を滅ぼして永く賊名を負ふの情態となつたことは、實に言語に忍びざるの歎惜である、公の日載二月二十五日の條に「九字參朝、今日西郷桐野篠

原等官位褫奪の御沙汰あり、餘人は兎もあれ、西郷隆盛は十二年前の知人に而、爾後同氏の國家に盡せしもの不レ少、忠實寡欲臨レ事有ニ果斷、只短なるものは當時の形勢に暗く大體を見る能わずして疑惑其間に生じ、一朝の奮怒を以、亡其身ニ損ニ其名、實に不堪ニ歎惜ニ人世の大遺憾なり、十二年前は同氏の處致におゐては、或は感じ或は疑しもの亦なきこと能わず、甲子長州征討の時は尾州を輔け參謀たり、然し同氏の悪意ならざるは十二年後交際におゐて氷解するものあり、當時も同氏の時勢を有ニ不解者」と想像せり、長州と薩州と合力同盟せしは、余と同氏と丙寅の歲、於ニ京都一誓ひしを始とす、其よりして終に薩長同力戊辰一新の大業をなせり、然して同氏今日の情態に至る、實に不レ忍レ語なり」とある、翌二十六日公が舊友小幡高政・伊勢華に送つた書中にも「于レ時西郷老人之加ニ此舉ニ候は、如何にも殘念至極に而、于レ今合點に至り不レ申候、同人は元來忠實寡欲、臨レ事有ニ果斷、實に天下之一男子にて、曾て丙寅之春、弟黒田(○清隆)等之催促にて上京せし節は、伏水まで迎ひに來り、其節始て長薩相合し、將來の事までも相誓ひ候次第候間、別て不レ堪ニ遺憾ニ候、逐々彼縣より傳來候書面など一見候と、全大久保川路其外へ對し候て、私怨にて實に同人等之第一保證候處、如何なる事歟と不審千萬に御座候、兵器を携帶候て及ニ亂暴ニ國家の大憲を犯し候事に付、元より討伐は至當之事に御座候へ共、其根本を推候へば、全同縣人之意趣意

恨より生じ候喧嘩にて、誠に以殘念千萬歎息之至に御座候」とあつて、隆盛の忠實で寡欲であり、大事に臨みて果斷あり、薩長聯合に公と共に盟約して皇威の恢復に盡瘁したる往昔を追懷して感慨に堪へない、隆盛が鹿兒島縣人の志をえざる徒屬の恨恚に勃發して、其の凶禍に陥入したるを遺憾となし、大憲を干犯したるものは、凜然誅伐の已むなきを浩歎したのである、其の後公は隆盛の暴舉に關し、同じき趣旨を反覆して人々に告げてゐる、三月一日岩倉具視の諮問に對し、公は隆盛の行爲甚だ憎むべきも、足利尊氏の如き奸惡でない、惜哀すべきは才識缺乏して時勢を辨知しえない、一朝の忿怒を洩らすに自己の長所を以て、一身を滅亡し國家を禍害した、各々其の長所にて身を誤まることあるは古今の通患である、が、隆盛の暴舉は惡むべきも其の衷情は憐むべきことを答へた、其の書中に次の如くある、

西郷の所業甚だ惡むべし、雖^レ然朝廷も反省なくんばあるべからず、孝允は都下に住し、折節政府の人に接し、而て尙疑ふもの亦不^レ少、況や於^ニ邊境^ニ乎、西郷も決して尊氏が如き奸惡に非ず、惜哉識^レ乏くして時勢を知らず、一朝の怒を洩らすに、己れの長ずる所を以て身を亡し、又國を害するなり、所長を以て身を誤まる、古今皆是れなり、短なる所を以て身を誤まるもの鮮し、西郷惡むべしと雖、亦憐むべき者なきにしも非ず云云、

ついで三月十四日一等編修官長松幹に送つた書中に、

西郷老人之暴舉に加入候は、實に意外千萬に而、いかにも殘念之至に御座候、決而尊氏將門等之如き異志は有^レ之間敷、一朝之憤怒より誤^ニ大事^ニ候事と存申候、十二年前丙寅の歲、弟京都へ潜行、西郷伏水まで迎ひに來り、是より和會候而終に兩藩相合し、御一新之事業も兩藩同力成就いたし候様之ものに而御座候、薩人中にも西郷なかりせば、決而長薩和會同力は萬々六つヶ敷、實に西郷も前後爲^ニ國家^ニには、苦勞もいたし又其功も不^レ少候處、今日之次第に至り候は、誠に歎惜之極に御座候、往時を想像候而、不堪こゝちいたし申候、

とあり、同十七日吉富簡一に送つた書中に、

西郷なるものも一男兒に而、從來爲^ニ國家^ニにも苦心いたし、人自ら長短は有^レ之候得共、今日迄同人丈け之所行は可^レ惡事とては無^ニ御座^ニ候所、此度之暴舉に及び、實に意外之事に御座候、且十二年前京都へ潜行候節、始而薩摩と長州と前途を相約し、終に御一新之盛業も成就仕候處、當時西郷なかりせば、決而他之薩人に而は萬々六つヶ敷事は、前後を想像候而確信いたし申候、依而益不堪^ニ遺憾^ニ候

とあり、同十九日岩倉具視に送つた書中に、

西郷老人之事などは、尤可_レ歎之至に而、残念と相考申候、十年前之事を想思仕候へば、西郷ありてこそ、孝尤も薩と合力いたし、其驥尾によりて、聊御一新之盛時にも遭遇仕候、尤兼而申上候通幸に此一事相濟候へば、今後之處、不才淺識不_レ思寄_一と奉_レ存候、是は御垂憐奉_レ仰候、とあり、同二十一日元老議官兼二等侍講福羽美靜に送つた書中に

西郷老人之處いかにも不審千萬、想察候に同人も亦長ずる所を以、一朝之憤怒に迷眩、末路を誤り候事と、誠以残念千萬、彼縣一般之處は、兎も角も同人處は、甚惜しく相考申候、とあつて、公は隆盛に始めて會晤し、薩長兩藩の聯合を盟約して、王政復古を畫策盡瘁したる往事を追懷反覆し、一朝の憤怒の爲に、暴舉に加入して大憲を干犯せるを浩歎痛惜して止むをえなかつた、公が隆盛の末路を悲歎せること其の比なく、是れ實に英雄にして英雄の衷心を精知すといふべきである。

○ 日載最終の記事

最終の記述

公が毎夜寢床につかんとするに方り、必ず其の日の事實を備忘録に記載し、奈何なることあるも缺くことなく、而も之を一の勤務の如くにしてゐたが、病苦の爲に、明治十年五月の五日六日

の兩日を以て擱くの已むなきに至つた、其の兩日の記述は、既に筆力なく墨色に濃淡あつて通讀しがたく、いかに病羸の甚だしかつたかを追想しえらるのである、其の兩日の記事を寫出すると次の如くである、(括弧内の文字は原文割註)

同五日雨、前田正名來話、同人は頃日西洋より歸り、井上馨などの傳言等も語れり、伊藤_マ方成來診、伊藤博文岡守節井關美清長三洲杉孫七郎來話、(三洲は曾而托せし山水畫六枚を寫し持參せり)

賊大口の地利に據り、人吉を根據とし、兵を養ひ再舉の景況電報、第四旅團昨日鹿兒島へ出張と云、三浦梧樓熊本縣外牧陣屋より來書、

兩皇后宮より病氣御慰問として葡萄酒二宮相折詰御肴下賜ふ、

賊兵蒲生に千人加治木に千人計り押出しタリ、是は横川より繰出したるものと察す、右に付當地より鹿兒島へ差遣わしたる第四旅團、昨日同所着に付、其兵は直に重富より上陸、加治木の賊を討しむる筈なりと、河村大山より熊本へ申來るとの電報あり、今夜亦病苦を覺ふ、

同六日晴、昨日來寒氣徹病骨を覺ふ、

湯淺純伊藤_マ方成來診、古莊嘉門志方之勝昨夜熊本より歸り、山田顯義の傳言を告げり、(兩人と

も皆熊本の士族なり。榎村正直國重正文杉孫七郎渡邊昇山中靜逸井上庸一岡義亮（明日より歸京）其他來客六名、

大口屯集の賊兵、蒲生に千餘人其他各處に逐々相見へ、今曉より賊三千計リイシキより谷山の方繰出し、只今も襲來の勢あり、守備嚴重賊の來るを待つ、第四旅團も着し、加治木へ廻すの處、一先當日へ上陸せり、當地におゐて開戦するは、此後の處致幸ナルベシ、四日出電報、今日熊本より達せり、河村參軍（○八字位欠ぐ）黒田清隆今日より歸京に付、八代口日記と戦地圖を贈れり、

是れ實に公の日載最終の記述であつて、其の薨去に至るまで夜白國家の將來と萬民の福祉とを深憂し、病の已に膏盲に入るも、なほ賊徒の鎮定に苦慮して須臾も他念なかつたのである。

公の日載は明治元年四月朔日に筆を起して同十年五月六日に終はつてゐる、其の間實に滿九ヶ年壹ヶ月餘の歲月を経て、而も數日の外はすべて闕如がないのである、今日に傳はる普通の日記は概ね二三日若くは數日の後に事項を一括して淨録したものが多く、甚だしきは數年の後に過去の記憶を抄録して日記と題したるものもある、そこで記載の事項に輒もすれば證徴しがたいものもあることがある、公の日載は日々之を草書に記して他見を禁んじ、全く自己の備忘としたのであ

日載の貴重史料

る、されば文字修辭に毫も意を用ゐないで、體裁も文章も整正してゐない眞の日記である、來訪の人名を記するに、其の氏の明かならざりしは名をのみ記して之を闕ぐ、また其の名の明かならざりしものは氏のみを録して之を闕ぐ、而も人名に宛字を用ゐることも少なくない、若し其の不明のものあらば概ね二字若くは四五字を空になしてゐる、また假名遣や送り假名に少しも意が用ゐてないので甚だ讀みがたい、往々訛言もあり濁點を施したところもあつて一致してゐないのである、内容は大小の國事は固より私事をも記し往々其の事件に對する感想を録し、また之に關せる自作の詩賦歌謠も載せてあつて、凡そ十年間の事實を鮮白明晰にしうる貴重史料の日記である。

贈正二位木戸孝允大人の七廻忌に

三 條 實 美

遊ぶ末をおもひわたせはなき君を

しのふなみたもいやまさりけり

巳酉五月念六日松菊先生三十三年忌辰賦處懷似諸友

伊 藤 博文

追懷往事感無窮、三十三年夢寐中、顔色威容今尙記、名聲輿望古誰同、蕭曹房杜忠何比、蜀相楠公義時通、暮畔影詩新錄樹、山叫盡血痕紅、

下篇 日載最終の記事

五三七

三條實美の和歌と伊藤博文の詩賦

(此の詩は伊藤博文が哈爾濱にて兇漢に暗殺せられし明治四十二年の作である、其の出發に方り公の忌日に展墓して感慨を賦し自ら染筆して木戸侯爵家へ贈つたのである)

史實考證 木戸松菊公逸事終

昭和七年十一月廿七日 印刷
昭和七年十二月一日 發行

▲木戸松菊公逸事▼

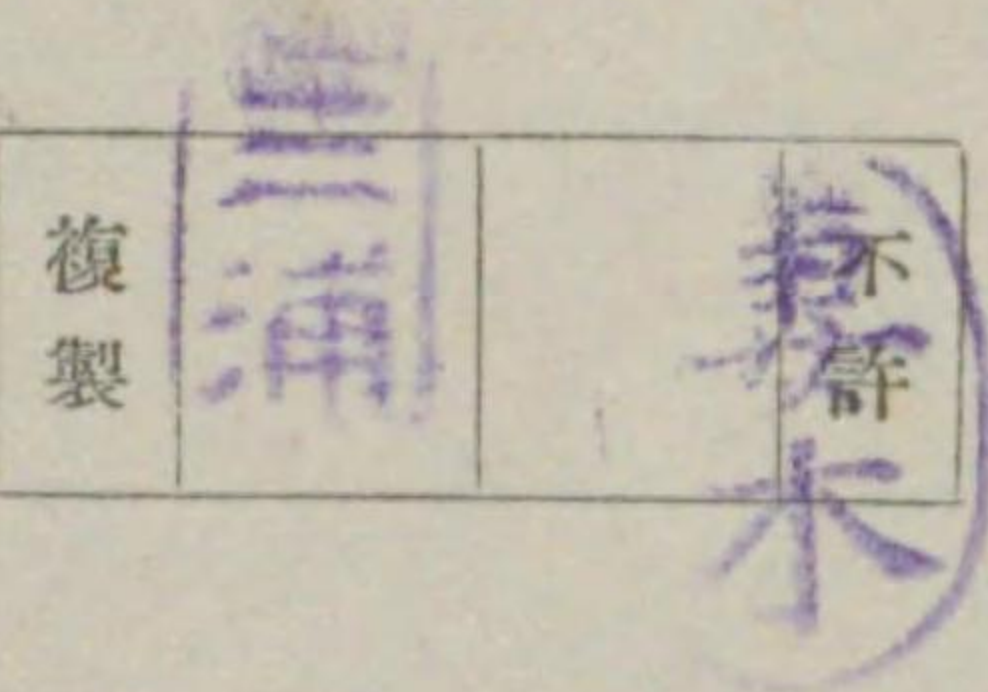
正價 金貳圓

著者 東京市芝區高輪南町廿七番地 妻 木 忠 太

發行者 東京市神田區錦町一丁目十九番地 三 浦 捷 一

印刷者 東京市神田區錦町三丁目九番地 佐 久 間 修 三

印刷所 東京市神田區錦町三丁目九番地 合資有朋印刷社



發行所 東京市神田區錦町一四八番地 有朋堂書店
大賣捌所 大阪市東區橫堀四丁目 三宅莊藏書店

